

(様式5)

変更を届け出る場合の記入例です。  
変更箇所には下線を引いて下さい。

S カード使用許可 (変更) 申請書

現在お持ちの PS カードの氏名の下に記載されている ID 番号を記入して下さい。

事業所登録番号	○-■■-■■■■	事業所名	○○運輸株式会社	PSカードID番号	※変更報告時のみ記載する ■■○○○○○○
フリガナ	ウンソウ タロウ	性別	男	住所	〒○○○-○○○○
申請者氏名	運送 太郎	自 港湾	S・H		○○県○○市○○ ○-○-○
英字表記	UNSOU, TARO	性別	女	電話番号	○○○-○○○○-○○○○
主として 従事する港湾等	横浜	(港湾運送事業者等、貨物自動車運送事業者の方は港湾名を記入。 その他の方はターミナル名を記入。)			<p>変更時も写真の貼付が必要です。</p> <p>顔写真 (カラー) 縦 4cm × 横 3.5cm</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請前 6 ヶ月以内に撮影した無帽、正面、無背景の写真を貼り付けること</li> <li>・サングラス等により顔の一部が隠れていないこと。</li> <li>・写真裏面に申請者氏名を記載すること</li> </ul>
制限区域内での 業務上の主な 行動範囲 (右記行動範囲の いずれかに○印)	S 本船 (船内)	例：港湾運送事業法における港湾荷役 (船内荷役)、はしけ運送、いかだ運送、固定・区画・荷造り若しくは荷直し、船倉清掃の業務に従事する労働者、本船上で検数、鑑定、検量に携わる者、または船陸交通許可証を所有する者			
	A 船側 (エプロン)	例：港湾運送事業法における港湾荷役 (沿岸荷役)、船積貨物警備の業務に従事する労働者、船側で検数、鑑定、検量に携わる者、または係船作業の目的で本船に近づく者			
	T ターミナル	例：ゲート部、管理棟、メンテナンスショップ等、ターミナルの特定施設にしか立ち入らない者、船側に立ち入らない者、または貨物搬出入の目的でターミナルに出入りするトラック等の運転手 (ホットデリバリーを行う海上コンテナトレーラーの運転手を含む)			
雇用関係	港湾労働者番号	※ 本欄に記入する場合は、「雇用保険」欄の記入は不要。			
	雇用保険	<input type="checkbox"/> 加入 (雇用保険被保険者番号： ) <input type="checkbox"/> 未加入 (未加入理由を記載した理由書 (様式4-1) を添付すること。) 雇用保険被保険者番号に変更がない場合は、番号の記入及び雇用保険被保険者資格取得確認通知書等の写しの添付の必要はありません。			

たいので、裏面記載の使用許可条件に同意の上、(変更) 申請します。

また、受領については別添の「PSカード使用許可申請書の提出について」にて記載した担当者に委任します。

平成○○年 ○○月 ○○日

国土交通省 ○○地方整備局長 殿

※雇用保険被保険者資格取得確認通知書 (事業主通知用)、または港湾労働者証 (港湾労働者番号を記入する場合) 等の写しを添付すること。

変更申請時は、変更箇所には下線を引くこと。券面に変更が生じる場合 (氏名・従事港湾・行動範囲) は写真を添付すること。

## 使用許可条件

1. PS カードの引渡し後、「PS カード受領書」に記入押印の上、速やかに返送すること。
2. PS カードの維持及び返納に要する費用は、使用者において負担すること。
3. PS カードは、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的使用に努めること。
4. PS カードについて修繕、改造その他物品の現状を変更しないこと。ただし、軽微な修繕については、この限りでない。
5. PS カードは、他人に貸与し、又は担保に供しないこと。
6. PS カードは、使用許可の目的以外の目的のために使用しないこと。
7. PS カードは、使用許可期間満了の日までに、又は、使用の必要がなくなった日以降速やかに指定の場所において返納すること。
8. 使用許可条件に違反したときは、地方整備局長又は北海道開発局長（以下「地方整備局長等」という。）の指示に従って PS カードを返納すること。
9. 「PS カード使用許可申請書」に記載した内容に変更が生じた場合は、直ちに地方整備局長等に報告を行うこと。
10. 地方整備局長等が特に必要があると認めて使用許可期間満了前に返納を命じたときは、その指示に従って PS カードを返納すること。
11. PS カードの使用にあたって、何らかの損害が生じた場合にその費用を請求しないこと。
12. PS カードを亡失し、又は損傷したときは、直ちに詳細な報告書を地方整備局長等に提出し、その指示に従うこと。
13. 地方整備局長等が、PS カードについて、必要に応じて調査を行い、若しくは所要の報告を求め、又は当該 PS カードの維持、管理、利用及び返納に関して必要な指示をするとき、これに応ずること。